

伊豆市地域防災計画

～災害死者ゼロを目指して～

大規模事故対策編



令和 7 年 2 月

伊豆市防災会議

目 次

I 道路事故対策計画及びII 船舶事故対策計画、III 沿岸排出油事故対策計画、IV 鉄道事故対策計画、V 航空機事故対策計画	1
---	---

I 道路事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
1 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、市）	2
2 市	2
3 警察	2
4 国土交通省中部地方整備局	2
5 静岡地方気象台	2
6 消防機関（駿東伊豆消防本部）	2
7 医療機関	3
8 建設事業者	3
第2節 過去の顕著な事故	3
1 東名日本坂トンネル火災事故	3
2 熊野町ジャンクション火災事故	3
3 豊浜トンネル崩落事故	4
4 飛驒川バス転落事故	4
第3節 予想される事故と地域	4
1 市内の道路状況（令和5年4月1日現在 静岡県道路現況調書）	4
2 市内の交通量	4
3 市内の交通事故件数等	4
4 予想される道路事故の態様	4

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	5
第1節 道路構造物の災害予防	5
第2節 道路管理者等の防災体制の整備	5
1 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社）	5
2 市	5
3 警察	5
4 静岡地方気象台	5
5 国土交通省中部地方整備局	5
6 消防機関（駿東伊豆消防本部）	5
7 医療機関	5
8 建設事業者	5
第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備	6
第4節 防災訓練	6
第5節 関係機関との相互連携体制の整備	6
1 連絡窓口の明確化	6
2 防災訓練の合同実施	6

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	7
第1節 情報の収集・伝達	7
第2節 情報連絡系統図	7
第3節 応急体制	7
1 市の体制	7
2 防災関係機関	9
第4節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置	9
1 拡散防止措置等	9
2 住民の安全確保	10

目 次

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	11
第1節 災害復旧計画の策定	11
第2節 施設の復旧	11
第3節 安全性の確認	11
第4節 被害者等へのフォロー	11
1 健康相談の実施	11
2 心の健康相談の実施	11
第5節 再発防止策の検討	11
1 対応の評価	11
2 マニュアル等の見直し	11

II 船舶事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	12
第1節 過去の顕著な事故	12
1 重大な事故事例	12
2 最近の事故事例	12
第2節 予想される事故と地域	13
(参考) 海上災害に関する基本的な考え方	13

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	14
第1節 防災体制の整備	14
1 市	14
2 警察	14
3 第三管区海上保安本部	14
4 沿岸消防機関（駿東伊豆消防本部）	14
5 海上運送事業者等	14
6 医療機関	14
7 静岡地区・伊豆地区水難救済会	15
8 中部運輸局	15
＜特記事項＞	15
1 海難防止指導	15
2 異常気象時における避難体制の確立	15
3 防災訓練	15
4 関係機関との相互連携体制の整備	15

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	16
第1節 情報の収集・伝達	16
第2節 応急対策	16
1 応急対応の流れ	16
2 市の体制	17
3 防災関係機関	18
＜特記事項＞	19
1 捜索・消火活動	19
2 救助・救急活動	19
3 医療救護等	19

目 次

Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画

総 則	頁
第1章 総則	20
第1節 過去の顕著な事故	20
1 我が国における主な大規模油流出事故（昭和42年以降）	20
2 静岡県近海での最近の油流出事故	20
第2節 流出事故の主な対策	20
第3節 重油等の種類と性質	21
（参考）油等排出事故災害に関する基本的な考え方	22
1 総括的な規定	22
2 具体的な排出物ごとの規定	22

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	25
第1節 防災体制の整備	25
1 市	25
2 警察	25
3 第三管区海上保安本部	25
4 沿岸消防機関（駿東伊豆消防本部）	25
5 静岡県沿岸排出油等防除協議会	25
第2節 防除資機材等の整備	26
1 市	26
2 清水・下田海上保安部	26
3 静岡県沿岸排出油等防除協議会	26
第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理	26
第4節 海上交通の安全確保	26
第5節 人材の育成	26
第6節 防災訓練	26
第7節 関係機関との相互連携体制の整備	26

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	27
第1節 情報の収集・伝達	27
第2節 応急対策	27
1 応急対策の流れ	27
2 市の体制	28
3 防災関係機関	29
＜特記事項＞	31
1 情報の収集・伝達	31
2 流出油の防除措置	31
3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難	31
4 救助・救急活動	31
5 医療救護等	32
6 漁業対策	32

復 旧 ・ 復興期	頁
第4章 災害復旧計画	33
第1節 災害復旧計画の策定	33
第2節 施設の復旧	33
第3節 安全性の確認	33
第4節 被害者等へのフォロー	33
1 健康相談の実施	33
2 心の健康相談の実施	33

目 次

復 旧・復興期	頁
第5節 再発防止策の検討	33
1 対応の評価	33
2 マニュアル等の見直し	33
第6節 環境保全対策	33
第7節 補償対策	33
第8節 漁業経営対策	34
第9節 風評被害防止対策	34
1 汚染魚介類の流通防止	34
2 海洋環境及び魚介類への影響調査	34

IV 鉄道事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	35
第1節 過去の主な事故（死傷者を伴うもの）	35
第2節 予想される事故と地域	35
1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）	35
2 伊豆市内の鉄道事業者及び運行路線	36

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	37
第1節 防災体制の整備	37
1 市	37
2 警察	37
3 中部運輸局	37
4 消防機関（駿東伊豆消防本部）	37
5 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道）	37
6 医療機関	37
7 関係団体	38
第2節 鉄道交通の安全確保	38
1 踏切事故対策	38
2 鉄道妨害の防止	38
3 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去	38
第3節 応急対策用資機材等の整備	38
第4節 関係機関との相互連携体制の整備	38
第5節 防災訓練	38

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	39
第1節 情報連絡体制の整備	39
第2節 応急体制	39
1 市の体制	39
2 関係機関等	40
＜特記事項＞	40
1 情報の収集・伝達	40
2 広報活動	41
3 消防活動（広域消防等）	41
4 救助・救急活動	41
5 医療救護等	41
6 避難（市）	41
7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策	41

目 次

V 航空機事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	42
第1節 過去の顕著な災害（空港以外で発生した航空機事故）	42
1 静岡県内で発生した主な航空機関連事故	42
2 国内で発生した主な航空機関連事故（国内で発生した航空機関連事故のうち、空港・飛行場での事故を除き、死者を伴うもの）	42
第2節 予想される事故と地域	42

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	44
第1節 防災体制の整備	44
1 市	44
2 富士山静岡空港株式会社	44
3 東京航空局東京空港事務所、東京航空局静岡空港出張所	44
4 消防機関（駿東伊豆消防本部）	44
5 警察	44
6 航空事業者	44
7 医療機関	44
8 静岡地方気象台、東京航空地方気象台、東京航空地方気象台静岡航空気象観測所	45
9 自衛隊	45
10 海上保安庁	45

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	46
第1節 情報の収集・伝達	46
第2節 応急対策	46
1 市の体制	46
2 防災関係機関の対応事項	47
＜特記事項＞	48
1 捜索救難活動	48
2 消火・救助活動	48
3 医療救護活動	48
4 避難	49
5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関	49
6 広報	49

《大事故対策編》

I 道路事故対策計画及びII 船舶事故対策計画、III 沿岸排出油事故対策計画、IV 鉄道事故対策計画、V 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、伊豆市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、伊豆市及び防災機関が行うべき伊豆市の地域に係る「大事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大事故対策編」は、以下のとおり、「I 道路事故対策計画」、「II 船舶事故対策計画」、「III 沿岸排出油事故対策計画」、「IV 鉄道事故対策計画」、「V 航空機事故対策計画」から構成する。

なお、II、IV、Vにおける災害復旧計画については、I第4章に準ずるものとする。

I 道路事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、情報連絡系統図、応急体制、危険物の流出等に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

II 船舶事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

III 沿岸排出油事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な事故、流出事故の主な対策、重油等の種類と性質
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、防除資機材等の整備、沿岸域及び海域利用情報の収集・整理、海上交通の安全確保、人材の育成、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討、環境保全対策、補償対策、漁業経営対策、風評被害防止対策

IV 鉄道事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の主な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、関係機関との相互連携体制の整備、防災訓練
第3章 災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

V 航空機事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な災害、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

《大事故対策編》
(道路事故対策計画)
第1章

I 道路事故対策計画

第1章 総則

伊豆市内の県道、国道及び自動車専用道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

1 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、市）

- (1) 管理道路の災害予防に関する事
- (2) 管理道路の防災体制の整備に関する事
- (3) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事
- (4) 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関する事

2 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関する事
- (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関する事
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関する事
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関する事
- (5) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (6) 関係防災機関との調整に関する事

3 警察

- (1) 災害関係情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 負傷者等の救出救助
- (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置
- (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置
- (6) 検視及び行方不明者の捜索
- (7) 県民の安全確保と不安解消のための広報
- (8) 関係機関の行う災害復旧への協力
- (9) その他必要な警察業務

4 国土交通省中部地方整備局

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関する事
- (2) 関係防災機関との調整に関する事

5 静岡地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）及び水象の予報及び警報
- (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
- (4) 気象業務にかかわる各種の研究

また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。

6 消防機関（駿東伊豆消防本部）

《大事故対策編》
(道路事故対策計画)

第 1 章

- (1) 救助・救出用機材、車両等の整備
- (2) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成
- (3) 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立
- (4) 携帯電話からの 119 番通報に対しの確に対応できる体制の確立

7 医療機関

搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立

8 建設事業者

事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第 2 節 過去の顕著な事故

1 東名日本坂トンネル火災事故

- 1979 年（昭和 54 年）7 月 11 日 18 時 40 分ごろ、東名高速道路日本坂トンネル下り（現在は上り右ルート）トンネル内で乗用車 2 台と油脂を積んだトラック 4 台が絡む追突事故が発生した。
- 直前に前方で事故が起き、トンネル内で事故渋滞が発生していたが、これに気がついた大型トラック A が急ブレーキをかけた。しかし、後続の鋼材 10 トンを積んだ大型トラック B が前方不注意でよけきれず A に追突。この大型トラック B に乗用車サニーが追突。後ろを走っていた乗用車セドリックは追突した 3 台を左へ避けて大型トラック B の側部に接触して停車。乗用車の後ろを走っていた、合成樹脂を積んでいた大型トラック C はなんとか停車したが、これに松脂を積んだ大型トラック D が時速 100 km で追突した。D によって大型トラック C は前に押し出された。サニーは大型トラック C に押されて大型トラック B の下部に車体全体がめり込み、セドリックは車体後部を C に潰され、漏れたガソリンが発火。
- 上記の多重衝突で、大型トラック B と D の運転手、サニーの 2 名が即死。セドリックの 3 名も脱出できず焼死。あわせて 7 名が死亡し 2 名が負傷した。
- 合成樹脂や松脂といった可燃性の強い積載物も災いし、火はトンネル内で先をふさがれた後続車に次々に燃え広がった。
- トンネルはスプリンクラーや排煙装置など当時最新の消火設備を備えていたが、火災の勢いが強すぎて役に立たなかった。死亡者以外のドライバーや同乗者たちは全員無事に避難できたが、鎮火まで 65 時間を要し、173 台の自動車が焼失するという大火災となった。日本の道路トンネルにおける火災として史上最悪の大事故である。
- 火災時にマスコミ各社の取材陣は静岡口に集中し、取材を試みたが、風向きの関係で静岡口からの排煙が続いておりトンネルの中に入ることができなかった。しかし静岡放送のカメラマン（浜岡原子力発電所からの取材帰り）や静岡第一テレビ（同年 7 月 1 日開局）のカメラマンが焼津口からの取材を敢行、トンネル内に進入し火災直後の貴重な映像を納めた。その映像から判明したのは、火災の影響で照明が消えたためトンネル内は暗闇だったこと、スプリンクラーがまったく役に立っていなかったこと、焼け爛れたトンネル内装、そして他からの放水が無い中懸命に消火活動を行っていた消防隊員の姿であった（静岡側は取材陣と同じく入り口付近で足止め）。

2 熊野町ジャンクション火災事故

- 2008 年（平成 20 年）8 月 3 日 5 時 52 分、首都高速 5 号池袋線下り走行中のタンクローリーが、熊野町ジャンクション内の急な右カーブを曲がりきれずに横転し、左側側壁に衝突炎上する事故が発生した。
- タンクローリーはガソリン 16 キロリットルと軽油 4 キロリットルを輸送中であった。
- 運転手は腰を強く打ち重傷、積荷は 5 時間半あまりに渡って炎上し、11 時 34 分に鎮火した。
- 火災の熱により上下 2 階建構造で上を走る上り線の路面がゆがみ、鉄製の橋桁が長さ 40m に渡って変形、最大 60 cm 沈み込んだ。また、熊野町ジャンクションの近隣のマンションの外壁が火災の熱で焼けるという単独車両としては国内史上最大規模の損壊事故となった。

《大事故対策編》
(道路事故対策計画)
第 1 章

3 豊浜トンネル崩落事故

- 1996 年 2 月 10 日午前 8 時 10 分頃、国道 229 号（北海道後志管内古平町）豊浜トンネルの古平町側の坑口付近において岩盤（最大高さ 70m・最大幅 50m・最大厚さ 13m・体積 11,000 m³・重さ 27,000 トンと推計）が崩落。トンネル内を走行中だった北海道中央バスの積丹町余別発小樽駅前行き路線バス（乗客 18 名、運転手 1 名）と、後続の乗用車（1 名乗車）の 2 台が直撃を受け、20 名全員が死亡した。

4 飛騨川バス転落事故

- 1968 年（昭和 43 年）8 月 18 日、岐阜県加茂郡白川町の国道 41 号において、乗鞍岳へ向かっていた観光バス 15 台のうち、岡崎観光自動車所有の 2 台のバスが、集中豪雨に伴う土砂崩れに巻き込まれて増水していた飛騨川に転落し、乗員・乗客 107 名のうち 104 名が死亡した。

第 3 節 予想される事故と地域

1 市内の道路状況（令和 5 年 4 月 1 日現在 静岡県道路現況調査）

道路の種類	路線数	実延長 (m)
一般国道	2	63,646
県道	14	119,593
市道	3,052	955,150
合計	3,068	1,138,389

2 市内の交通量

伊豆市内（国道 136 号：県道 12 号交点～県道 129 号交点）における平均交通量は、平日が 16,885 台/12h である。（令和 3 年道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査））。また、平均大型車混入率は 6.5% である。

3 市内の交通事故件数等

令和 5 年中に伊豆中央警察署管内で発生した交通事故は 2,378 件（人身 240 件、死者 1 人、負傷者 338 人、物損 2,138 件）伊豆市内で発生した人身事故は 80 件（死者 0 人、負傷者 126 人）となっている。

4 予想される道路事故の態様

伊豆市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	・トンネル内での車両火災 ・道路上での危険物等の漏洩 ・バスの転落等事故
その他	・沿道での大規模火災等

《大規模事故対策編》
(道路事故対策計画)
第2章

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第2節 道路管理者等の防災体制の整備

1 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 安全設備等の整備
- (3) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (4) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (5) 通行規制の実施及び解除
- (6) 通行規制の実施状況に関する広報
- (7) 防災訓練の実施

2 市

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

3 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (3) 通行の禁止等の措置
- (4) 信号機等の点検

4 静岡地方気象台

- (1) 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等
- (2) 気象等の防災情報の提供等
- (3) 気象知識等の普及

5 国土交通省中部地方整備局

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

6 消防機関（駿東伊豆消防本部）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備

7 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備

8 建設事業者

- (1) 情報連絡体制の整備

《大規模事故対策編》
(道路事故対策計画)
第2章

- (2) 応援業務に関連する情報連絡体制の整備
- (3) 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

市、防災関係機関は、県、市、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達

市及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する

The diagram illustrates the organizational structure for disaster response coordination in Izu City. It shows the flow of information and command between various entities:

- 通報者 (Reporter)** provides information to **警察 (Police)**, **道路管理者 (Road Manager)**, and **駿東伊豆消防本部 (Shumoto Izu Fire Department)**.
- 警察 (Police)** is part of the **警察本部 (Police Department)**, which includes the **伊豆中央警察署 (Izu Chuo Police Station)**.
- 道路管理者 (Road Manager)** reports to the **国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport)** and the **県交通基盤部 (Prefectural Transportation Infrastructure Department)**.
- 警察本部 (Police Department)** reports to the **県危機管理部 (災害対策本部) (Prefectural Crisis Management Department (Disaster Response Headquarters))**.
- 駿東伊豆消防本部 (Shumoto Izu Fire Department)** reports to the **伊豆市 (Izu City)**.
- 伊豆市 (Izu City)** reports to the **県危機管理部 (災害対策本部) (Prefectural Crisis Management Department (Disaster Response Headquarters))**.
- The **県危機管理部 (災害対策本部) (Prefectural Crisis Management Department (Disaster Response Headquarters))** is the central hub, coordinating with the **国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport)**, **県交通基盤部 (Prefectural Transportation Infrastructure Department)**, **東部地域局 (Eastern Regional Office)**, **田方医師会 (Tafu Medical Association)**, and **その他防災関係機関 (Other Disaster Response Related Organizations)**.
- The **国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport)** coordinates with the **消防庁 (Ministry of Fire and Disaster Management)**, **自衛隊 (Self-Defense Forces)**, **県医師会 (Prefectural Medical Association)**, **日本赤十字社 静岡県支部 (Japanese Red Cross Society Shizuoka Prefecture Branch)**, and **その他防災関係機関 (Other Disaster Response Related Organizations)**.

1 市の体制

事故の連絡を受けた市は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

大事故-7

《大規模事故対策編》
(道路事故対策計画)
第3章

組織	<pre> graph TD Mayor[市長] --- Crisis[危機管理課] Mayor --- Branch[当該支所] Mayor --- Related[関係部局員] Mayor --- Fire[消防団] Mayor -.- FireDept[駿東伊豆消防本部] </pre>
任務	ア 初期情報の収集・整理 イ 消火活動に関する応援体制の確保 ウ 救出救助に関する応援体制の確保 エ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 オ 災害対策本部設置の検討 カ その他必要な活動の検討 キ 県・消防庁への報告 ク 広報に関する事項

(2) 災害対策本部

区分	内容
災害対策本部の設置	連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがあり、市長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。
任務	ア 情報収集、防災対策の総合調整、発信、広報 イ 応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 ウ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 エ 遺体の措置 オ 道路の応急復旧 カ 関係機関への支援要請・要求 キ 県知事への報告及び要請・要求 ク 2次災害等発生防止措置

(3) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、次の事項を処理する。

区分	内容
任務	ア 消火活動に関する調整 イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 ウ 負傷者搬送に係る調整 エ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 オ 被災者情報に関すること カ 広報に関すること（緊急を要する事項） キ 遺体措置に関する調整 ク その他必要な活動

《大規模事故対策編》
(道路事故対策計画)
第3章

2 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

- (1) 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社）
 - ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力
 - ・ 主要交通路（迂回路）の確保
 - ・ 災害時における通行の禁止又は制限
 - イ 道路施設の応急復旧活動に関すること
 - ・ 道路の応急復旧
 - ・ 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
- (2) 警察
 - ア 災害関係情報の収集及び伝達
 - イ 被害実態の早期把握
 - ウ 負傷者等の救出救助
 - エ 緊急交通路の確保等交通上の措置
 - オ 避難誘導及び二次災害の防止措置
 - カ 検視及び行方不明者の搜索
 - キ 県民の安全確保と不安解消のための広報
 - ク 関係機関の行う災害復旧への協力
 - ケ その他必要な警察業務
- (3) 消防機関（駿東伊豆消防本部）
 - ア 消火活動
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 負傷者の医療機関への搬送
- (4) 医療機関
 - ア 救護所の開設
 - イ 負傷者に対する医療処置
 - ウ 患者搬送
- (5) 建設事業者
負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第4節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

1 拡散防止措置等

- (1) 流出危険物の拡散防止及び除去
警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。
輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
- (2) 二次災害の防止
消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。
流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、市及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。
流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施するとともに、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

《大規模事故対策編》
(道路事故対策計画)
第3章

2 住民の安全確保

危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、市は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

また、災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報するとともに、危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

《大規模事故対策編》
(道路事故対策計画)
第4章

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

《大規模事故対策編》
(船舶事故対策計画)
第 1 章

Ⅱ 船舶事故対策計画

第 1 章 総則

伊豆市の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、市及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については「Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画」の定めるところとする。

第 1 節 過去の顕著な事故

1 重大な事故事例

本市周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本市周辺海域でも起こらないとは限らない。

発生年月日	事故状況
1954 年 9 月 26 日 (昭和 29 年) 洞爺丸事故	青函連絡船「洞爺丸」が、函館沖で台風 15 号(洞爺丸台風)の暴風で転覆・沈没し、乗員乗客 1155 名が死亡。 このほか、洞爺丸台風では函館沖で停泊していた北見丸(乗員 70 名死亡)及び十勝丸(乗員 59 名死亡)が転覆、日高丸(乗員 56 名死亡)が浸水、第十一青函丸(乗員 90 名死亡)が船体破断により沈没し、あわせて 1430 名が死亡。
1955 年 5 月 11 日 (昭和 30 年) 紫雲丸事故	宇高連絡船の「紫雲丸(貨客船)」と「第 3 宇高丸(貨物船)」が濃霧の中で衝突して、紫雲丸が沈没し、死者 166 名、負傷者 122 名。
1958 年 1 月 26 日 (昭和 33 年) 南海丸遭難事故	紀阿連絡航路の旅客船「南海丸」が徳島県小松島市から和歌山市に向けて出航したところ、悪天候に遭遇したため紀伊水道沼島沖で沈没し、乗員乗客 167 名全員が死亡・行方不明。
1962 年 11 月 18 日 (昭和 37 年)	神奈川県川崎市の京浜運河を航行中のタンカー「第一宗像丸」(総トン数 1,972 トン)が、「タラルド・ブローグ」(同 21,634 t)に衝突。「第一宗像丸」の積荷のガソリンが炎上し、付近を航行していた太平丸(同 89 トン)と宝栄丸(同 62 トン)も巻き込まれて炎上し、4 隻で 41 人が死亡。

2 最近の事故事例

近年、本邦及び周辺において発生している事故事例は、以下のとおり。

発生年月日	事故状況
2009 年 11 月 フェリーありあけ横転事故	三重県沖を航行中のフェリーありあけ(1,910 トン)が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続が主な原因。
2014 年 5 月 姫路沖タンカー爆発事故	兵庫県姫路市沖で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、1 人が死亡、4 人が重傷。
2015 年 4 月 韓国セウォル号沈没事故	韓国南西部沖合いを航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡、行方不明者は 300 人以上。主な原因は過積載等。
2015 年 7 月 北海道苫小牧沖 フェリー火災	「さんふらわあ だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客 93 名は退船し救助され、船員 1 名が死亡。

《大規模事故対策編》
(船舶事故対策計画)
第1章

第2節 予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内容
衝突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、栈橋、流水等）に接触したことをいう。
乗揚げ	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全障害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

○ 本市の沖合海上は、駿河湾内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災等の災害が予想される。

(参考)

＜海上災害に関する基本的な考え方＞

- ・ 海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・ 更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。
- ・ 特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

○ 海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容

主体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	・ 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・ 船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市長の責務
県警察本部	水難救護法第4条	救護の事務に関し市町長を補助

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

《大規模事故対策編》
(船舶事故対策計画)
第 2 章

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災体制の整備

市、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 市

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

2 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

3 第三管区海上保安本部

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救難資機材等の整備及び備蓄
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
 - ・ 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
 - ・ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努める。
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

4 沿岸消防機関（駿東伊豆消防本部）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・ 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

5 海上運送事業者等

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 海上交通の安全確保のための措置
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備
- (5) 海上運送法第 10 条の 3 の規定に基づく「安全管理規程」の作成

6 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

《大規模事故対策編》
(船舶事故対策計画)
第2章

7 静岡地区・伊豆地区水難救済会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 各救難所の施設整備及救助用資材の備蓄
 - ・ 関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資材を備蓄に努める。
- (3) 海難救助訓練の実施

8 中部運輸局

船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

<特記事項>

1 海難防止指導

- 清水海上保安部、下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

2 異常気象時における避難体制の確立

- 第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。

3 防災訓練

- 市及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。

4 関係機関との相互連携体制の整備

- 海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項を調整しておく。
 - ア 資機材の保有状況等の資料の交換
 - イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
 - ウ 必要資機材の整備の促進
- 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。
- 第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。
- 第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化しておく。

《大規模事故対策編》
(船舶事故対策計画)
第3章

第3章 災害応急対策計画

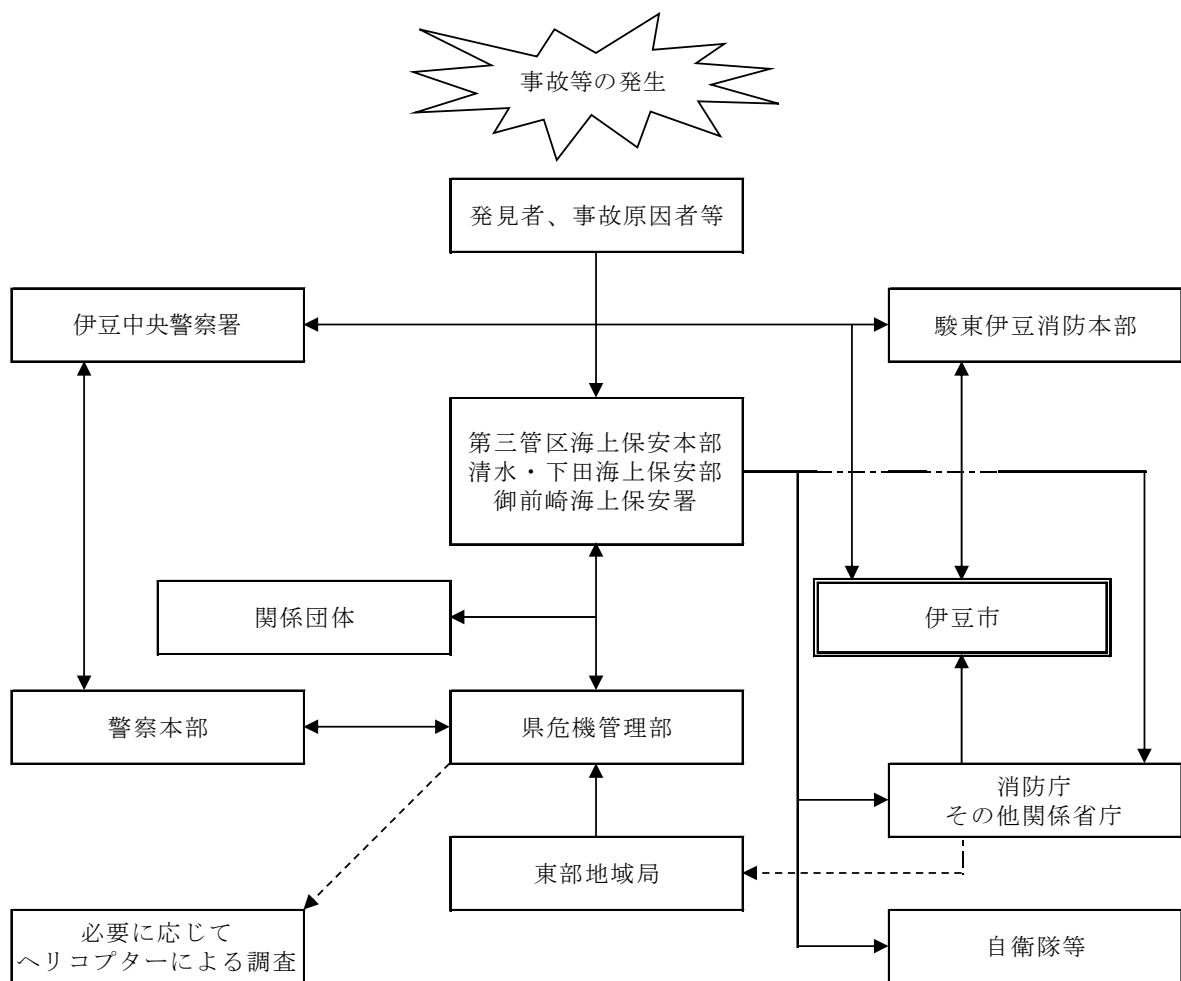
海上災害が発生した場合は、市、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市の関係部局、県、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の様態によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。(下図参照)

なお、広報の必要がある場合には、市のホームページに掲載するとともに、市は広報活動を行う。

＜連絡系統図＞



第2節 応急対策

1 応急対応の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

《大規模事故対策編》

(船舶事故対策計画)

第3章

事項	船長等	国	県	伊豆市（沿岸市町等）
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	- 海上保安本部による被害規模等の情報収集 - 海上保安本部から県等への情報連絡	災害対策本部及び方面本部設置	災害対策本部の設置
捜索活動		海上保安本部のヘリ等による捜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による捜索活動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の捜索活動
救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動
医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	沿岸の関係市町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	- 医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 - 必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 - 要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動（必要な場合に応じて）		- 海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 - 消防庁による緊急消防援助隊の派遣	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	- 消火活動 - 必要に応じ、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼 - 必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		- 海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 - 中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあつせん	県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあつせん依頼）

（注）その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

2 市の体制

（1）突発的災害応急体制（事前配備体制）

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸地域へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合、市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集し、初動体制の確立のために必要な措置をとる。
- 突発的応急体制（事前配備体制）時の処理事項は、下記のとおり

《大規模事故対策編》
(船舶事故対策計画)
第3章

区分	内容
任務	ア 初期情報の収集・整理 イ 医療機関への協力要請 ウ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保 エ 2次災害等発生防止措置 オ 県・消防庁への報告 カ 広報に関する事項

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがあり、沿岸地域へも大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。

市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区分	内容
任務	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 救助・救出活動 オ 医療救護活動 傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。 カ 避難所の開設、避難誘導 キ 住民に対する広報

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内容
警察 (伊豆中央警察署)	ア 情報の収集・伝達 イ 捜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施
第三管区海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
沿岸消防機関 (駿東伊豆消防本部)	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動 エ 流出危険物に関する対応
海上運送事業者等	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海保や市町村等に対する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ 2次災害の防止活動

《大規模事故対策編》
(船舶事故対策計画)
第3章

	カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防 や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導 サ 乗員に対する広報
医療機関	ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動
静岡地区・伊豆 地区水難救済会	ア 情報の収集・伝達 イ 遭難者の救助
各港湾・漁港管 理者	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 岸壁等港湾施設の使用制限 ウ 海上保安部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置

<特記事項>

1 捜索・消火活動

- 海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。

2 救助・救急活動

- 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、沿岸消防機関、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、沿岸消防機関、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

3 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、関係市町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

(災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章 災害復旧計画 に準ずる。)

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第1章

Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画

第1章 総則

伊豆市の沿岸部において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための市及び防災関係機関の措置を定める。

第1節 過去の顕著な事故

1 我が国における主な大規模油流出事故（昭和42年以降）

発生年月日	事故状況
昭和46年 11月30日	リベリア籍タンカー「ジュリアナ」号（総トン数11,684トン）が新潟港外にて荒天錨泊中、風浪に圧流され座礁、船体が破断し原油約7,200キロリットルが流出した。
昭和49年 12月18日	重油タンク底板破損亀裂により、重油約7,500キロリットル～9,500キロリットルが海上に流出し、備讃瀬戸及び播磨灘南部海域に拡散した。
平成2年 1月26日	京都府沖を航行中のリベリア籍貨物船「マリタイム・ガーディニア」号（総トン数2,027トン、燃料油等900キロリットル搭載）が風浪により圧流され底蝕、船体が破断し、燃料油等900キロリットルが流出した。
平成9年 1月2日	日本海を航行中のロシア籍タンカー「ナホトカ」（総トン数13,157トン）号が破断、船体は海底に沈没し、船首部は福井県沖に漂着・座礁。積荷のC重油約6,200キロリットル（推定）が流出、流出した油は、日本海沿岸の10府県海岸に漂着した。
平成9年 7月2日	パナマ籍タンカー「ダイヤモンドグレース」号（総トン数147,012トン、原油約257,000キロリットル搭載）が東京湾横浜本牧沖の中ノ瀬付近に座礁、原油約1,500キロリットルが流出した。

2 静岡県近海での最近の油流出事故

発生年月日	事故状況
平成14年 8月8日	御前崎灯台の南東約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SUN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。
平成14年 10月1日	台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。
平成21年 3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没した貨物船ORCHID PIAから油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。

第2節 流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。

- ア 海上における事故現場での応急防除措置
- イ 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- ウ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第1章

エ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第3節 重油等の種類と性質

種類	性質
A 重油	・流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 ・対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 ・沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 ・油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C 重油	・大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 ・C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 ・沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 ・対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。
原油	・流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 ・非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ・原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 ・対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。
ガソリン	・ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 ・また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	・軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
灯油	・灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	・潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第 1 章

ケミカル類	・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号、以下「海防法」という。）第 3 条第 3 号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又は L N G (Liquefied Natural Gas) という。 ・また、L P G (Liquefied Petroleum Gas) とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ・L N G については、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 ・L P G については、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

(参考)

＜油等排出事故災害に関する基本的な考え方＞

○ 海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

1 総括的な規定

主体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第 2 条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

2 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、海防法第 3 条に規定されている。

(1) 大量の油等が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第 39 条第 1 項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第 39 条第 3 項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定義	海防法施行規則第 29 条：特定油……蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第 30 条：特定油分の濃度が、特定油 1 万 cm ³ 当たり 10cm ³ 以上特定油の量が、100 リットル以上の特定油分を含む量	

(2) 廃棄物等が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
----	------	--------

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第 1 章

海上保安庁長官	海防法第 40 条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
---------	-----------	--

※ (1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第 41 条第 1 項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

(3) 危険物が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
- 船舶の船長又は管理施設の管理者 - 排出の原因となる行為をしたもの	海防法第 42 条の 2 第 3 項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第 42 条の 5 第 1 項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○ 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成 9 年 1 月 23 日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

○ 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第 2 条、海防法第 39 条第 3 項、第 42 条の 15 第 1 項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第 1 章

指定海上防災機関	海防法第 42 条の 14 第 1 号～第 2 号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第 4 条第 15 号、第 103 号、第 31 条第 2 号	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法第 50 条第 1 項第 6 号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第 12 条第 2 号、第 6 号、第 34 条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第 4 条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)
第2章

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、海上保安庁をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 市

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備段階的対応
- (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携
- (6) 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援
- (7) ボランティア等に対する支援

2 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

3 第三管区海上保安本部

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・ 油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
 - ・ 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。
 - ・ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

4 沿岸消防機関（駿東伊豆消防本部）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
 - ・ 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

5 静岡県沿岸排出油等防除協議会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 排出油等の防除に関する計画の策定
- (3) 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進
- (4) 排出油等の防除に関する研修及び訓練
- (5) 排出油等の防除活動の実施の推進
- (6) 関係機関との相互連携体制の整備

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)
第2章

第2節 防除資機材等の整備

1 市

- (1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。
- (2) 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。

2 清水・下田海上保安部

海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付けを指導する。

3 静岡県沿岸排出油等防除協議会

会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市町は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておくものとする。

情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境的及び経済的側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用するものとする。

なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

第4節 海上交通の安全確保

海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本県の港湾内において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努めるものとする。

第5節 人材の育成

排出油の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努めるものとする。

第6節 防災訓練

関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

防災関係機関は、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第7節 関係機関との相互連携体制の整備

関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)
第3章

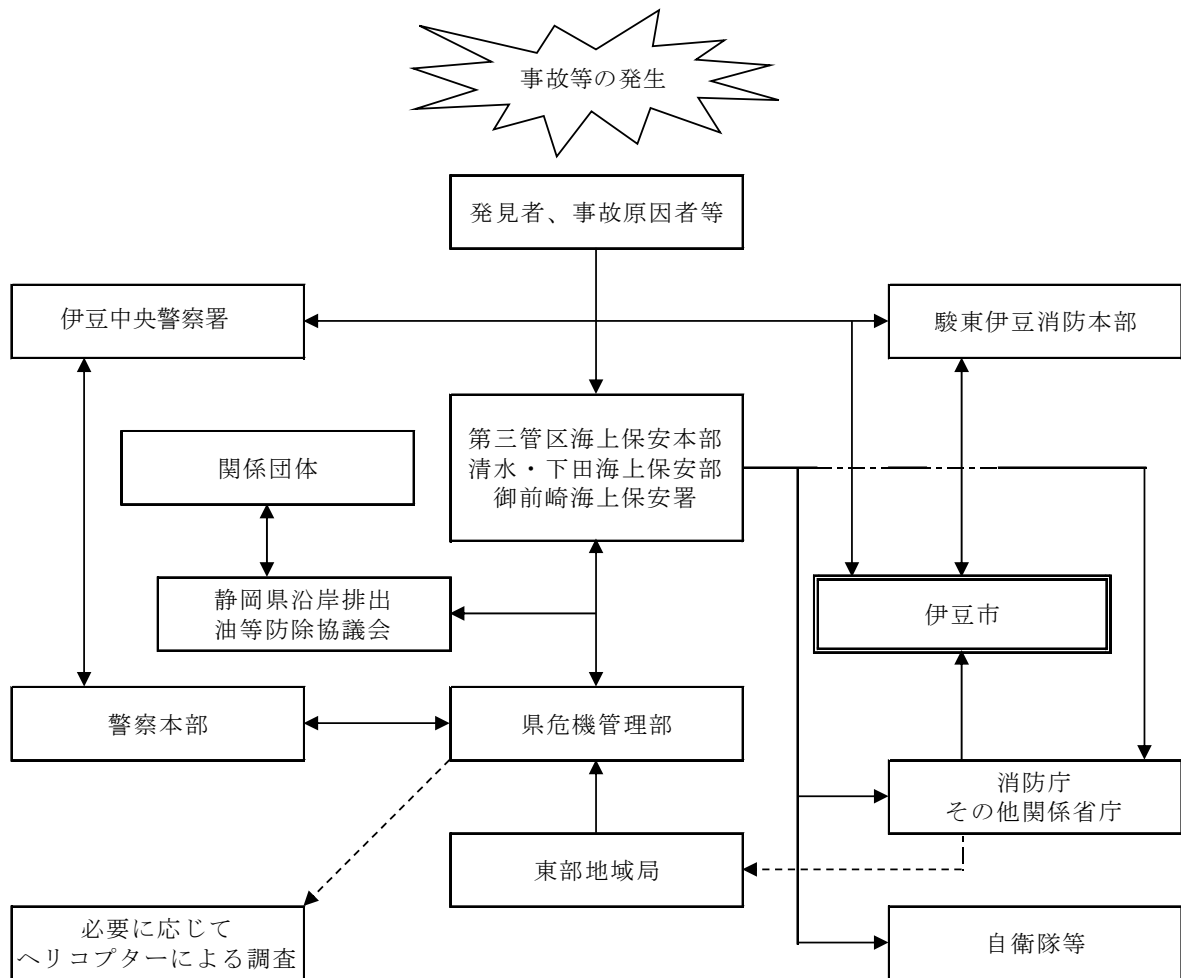
第3章 災害応急対策計画

大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、県、防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。

<連絡系統図>



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

事項	船長等の 防除義務者	国	県	伊豆市 (沿岸市町等)
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署	・防除資機材の調達 ・海上保安本部から県等に情報連絡 ・海上保安本部による防除義務者に対する	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第 3 章

	等への通報	防除作業の指導		
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施
(陸岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇、航空機等による監視	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	・沿岸市町の警戒本部設置 ・沿岸市町による防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			・災害対策本部及び方面本部設置 ・陸岸のパトロール	・沿岸市町災害対策本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

2 市の体制

(1) 突発的災害応急体制(事前配備体制)

大量の油等の排出があり、船舶事業者、海上保安庁等では対応が困難と思われる場合、又は、事故の発生に伴い、市沿岸地域へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合、市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集し、初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区分	内容
任務	ア 初期情報の収集・整理、防除関係者への情報共有・提供 イ 防除資機材の調達 ウ 2次災害等発生防止措置

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)
第3章

	エ 県への報告 オ 広報に関する事項 カ 医療機関への協力要請(負傷者がある場合)
--	---

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故により、大量の油等が市沿岸地域へ漂着する可能性が高く、沿岸地域へ大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。

市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区分	内容
任務	ア 情報の収集・伝達 イ 関係機関への事故情報の伝達 ウ 市現地災害対策本部の設置（必要に応じて） エ 沿岸等における排出油等の状況調査 オ 管理施設の自衛措置 カ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 キ 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づく避難の指示等 ク ボランティアの受け入れ ケ 協定等に基づく近隣市町への援助要請 コ 海上保安部等からの要請に基づく防除措置 サ 医療救護活動(負傷者があった場合) シ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

(1) 警察

- ア 情報の収集・伝達
- イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集
- ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡
- エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施
- オ 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定
- カ 防災関係機関の防除活動への支援

(2) 清水、下田海上保安部

- ア 情報の収集・伝達
- イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報
- ウ 巡視船艇等の現場への派遣
- エ 付近航行船舶等に対する措置
- オ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等
- カ 防除協力者等に対する指導等
- キ 海防法の規定に基づく権限等の発動
- ク 事故情報及び防除作業に関する広報等
- ケ 医療救護活動（負傷者があった場合）
- コ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

(3) 静岡地方気象台

- ア 情報の収集・伝達
- イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供

(4) 中部地方整備局（沼津河川国道事務所、静岡河川事務所）

- ア 情報の収集・伝達

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第3章

- イ 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置
- ウ 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等
- エ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等
- オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
- カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
- (5) 消防機関（駿東伊豆消防本部）
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 関係先への事故情報の伝達
 - ウ 沿岸等における排出油等の状況調査
 - エ 管理施設の自衛措置
 - オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供
 - カ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置
 - キ 救急活動（負傷者がいる場合）
 - ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請
- (6) 医療機関
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 医療救護活動（負傷者がいる場合）
- (7) 静岡県沿岸排出油等防除協議会
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 沿岸等における排出油等の情報収集
 - ウ 流出油の防除活動の調整
 - エ 総合調整本部の設置・運営
- (8) 船舶運航者
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置
 - ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請
 - エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動
 - オ 2次災害の防止活動
 - カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告
 - キ 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合）
 - ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配
 - ケ 代行輸送者、牽引船等の手配
 - コ 乗員の避難誘導
- (9) 関係団体
 - 静岡県漁業協同組合連合会**
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - ウ 漁業施設等に関する自衛措置
 - エ 原因者との契約に基づく防除活動
 - オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
 - 静岡県建設業協会**
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - ウ 原因者との契約に基づく防除活動の実施
 - エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
 - 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部**
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
 - 伊豆小型船安全協会**

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第3章

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供

契約防災措置実施者

- ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 原因者との契約に基づく防除活動
 - ウ 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置
 - エ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供
- (10) 各港湾・漁港管理者
- ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査
 - ウ 港湾・漁港区域の自衛措置
 - エ 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等
 - オ 会長への情報提供
 - カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
 - キ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

＜特記事項＞

1 情報の収集・伝達

- 油等流出事故が発生し、被害の発生またはその恐れがある時は、市は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。
- 事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、市は広報活動を行う。
- 漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。
- 漁協は、自発的にまたは市の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び地元市町等に伝達する。

2 流出油の防除措置

- 市及び県は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。
また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。
- 県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示するものとする。
- 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定するものとする。
- 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協自体で調達する。
- 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬するものとする。
- 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。
- 県及び県漁連は、必要に応じて県沖合いで操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請するものとする。

3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難

- 市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。

4 救助・救急活動

- 関係市町は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)

第3章

- 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。

5 医療救護等

- 傷病者が多数発生した場合は、関係市町は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。

6 漁業対策

- 漁業関係施設等の防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

(1) 磯根漁場

可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。

(2) 定置網、養殖施設等

流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。

(3) 漁港施設

漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)
第4章

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第6節 環境保全対策

市は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害の恐れのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

第7節 補償対策

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

《大規模事故対策編》
(沿岸排出油事故対策計画)
第4章

第8節 漁業経営対策

県漁連は、防除活動を実施または準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の作成等について指導するものとする。

第9節 風評被害防止対策

県、県漁連及び各漁協は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとする。

1 汚染魚介類の流通防止

ア 県は、漁協、県漁連及び産地市場に対して、次の指導等を行う。

- ・ 産地市場での水産物の官能検査の徹底
- ・ 油の付着が確認された水産物の廃棄、流通防止の徹底
- ・ 検査済み水産物の品質保証の関係者への周知徹底

イ 県は、消費地市場関係者に対して、次の指導等を行う。

- ・ 流通魚介類への排出油等の付着の有無確認の徹底と適切な対応
- ・ 産地市場での取組を踏まえた円滑及び適正な商取引の推進

ウ 県は、必要に応じて流通魚介類の官能検査等を行う。

2 海洋環境及び魚介類への影響調査

県は、本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について、必要な調査を行う。

- ・ 生物環境影響調査
- ・ 排出油等汚染影響実態調査
- ・ 魚介類の官能試験
- ・ その他必要と思われる調査

《大規模事故対策編》
(鉄道事故対策計画)
第 1 章

IV 鉄道事故対策計画

第 1 章 総則

伊豆市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市がとるべき行動を定める。

第 1 節 過去の主な事故（死負傷者を伴うもの）

発生年月日	事故名称	事故状況
1955 年 5 月 17 日 (昭和 30 年)	東海道本線東田子の浦列車衝突事故	・東海道本線 原駅-東田子の浦駅間を走行中の京都発東京行修学旅行列車（客車 11 両・乗客 837 名）が東田子の浦駅を通過し植田踏切（原町）まで来たところで、踏み切りで立ち往生していた米軍トレーラーに衝突し、現場から 120m で停車 ・衝突でトレーラーの荷台が大破し積荷のペンキに引火して、列車に燃え移り、機関車と客車 4 両を全焼し 1 両が半焼 ・重傷者 2 名、軽傷者 31 名（旅客 11 名を含む）
1964 年 4 月 24 日 (昭和 39 年)	「第一富士」脱線事故	・東海道本線草薙駅 - 静岡駅間走行中の東京駅発宇野駅行き、下り昼行特急「第一富士」が、踏切でダンプカーと激突し、先頭から 6 両目までが脱線 ・ダンプカー運転手が死亡し、乗客 10 名が重軽傷
1964 年 11 月 23 日 (昭和 39 年)	東海道新幹線保線作業員死傷事故	磐田市の東海道新幹線の線路内で砂利固めをしていた保線作業員 10 名が、見張り担当者の不注意から、静岡発新大阪行きのこだま 207 号にはねられ、5 名が即死、5 名が重軽傷
1968 年 6 月 18 日 (昭和 43 年)	伊豆急行川奈駅構内列車接触事故	伊豆急行川奈駅構内でホームに入ろうとしていた熱海駅発伊豆急下田駅行き下り 7 両編成電車が伊豆急行の伊豆急下田駅発伊東駅行き上り 3 両編成電車が上り電車 3 両目に接触し傾き 60 名負傷
1992 年 6 月 28 日 (平成 4 年)	東海道線来宮駅構内列車衝突事故	・ 7 時頃、東海道本線来宮信号所（伊東線来宮駅構内）で出発待機中の品川行回送列車（185 系電車 10 両編成）が、出発信号の見誤り等で隣の本線に侵入し、走行中の貨物列車第 1066（EF66 形電気機関車 102 号機＋コンテナ貨車 19 両編成）と衝突 ・回送列車の先頭車両と貨物列車の機関車が脱線し、負傷者 1 名（回送列車の運転士）
1997 年 8 月 12 日 (平成 9 年)	東海道線片浜列車追突事故	東海道本線沼津駅 - 片浜駅間で、停車中の泉発百済行き下り第 67 貨物列車（列車番号：67、電気機関車 EF65 1139 牽引）に三島発静岡行き下り普通列車 839M（クハ 111-549 先頭）が追突し、43 名が負傷

第 2 節 予想される事故と地域

1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した場合
列車脱線事故	列車が脱線した場合
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人や車両等と衝突し、又は接触した事故

《大規模事故対策編》

(鉄道事故対策計画)

第1章

道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人は又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）

2 伊豆市内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区間	営業キロ(km)
伊豆箱根鉄道	駿豆線（三島～修善寺）	牧之郷～修善寺	1.2(市内区間約2.3km)

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

1 市

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

2 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

3 中部運輸局

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 鉄道事業者に対する安全指導
 - ・ 管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査
- (3) 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

4 消防機関（駿東伊豆消防本部）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

5 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施
- (3) 乗務員に対する適性検査の定期的実施
- (4) 車両や施設に関する安全確保の実施
 - ・ 土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査
 - ・ 列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備
- (5) 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成
- (6) 応急対策用資機材の整備
- (7) 防災訓練への参加
- (8) 関係機関との相互連携体制の整備

6 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

《大規模事故対策編》
(鉄道事故対策計画)
第2章

7 関係団体
情報連絡体制の整備

第2節 鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

1 踏切事故対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

2 鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

3 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第3節 応急対策用資機材等の整備

鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第4節 関係機関との相互連携体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市町村、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

「駿豆線沿線地域活性化協議会（防災部会）」により、沿線市町とともに連携を強化する。

第5節 防災訓練

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

「駿豆線沿線地域活性化協議会（防災部会）」により定期的に沿線市町合同の防災訓練を実施する。

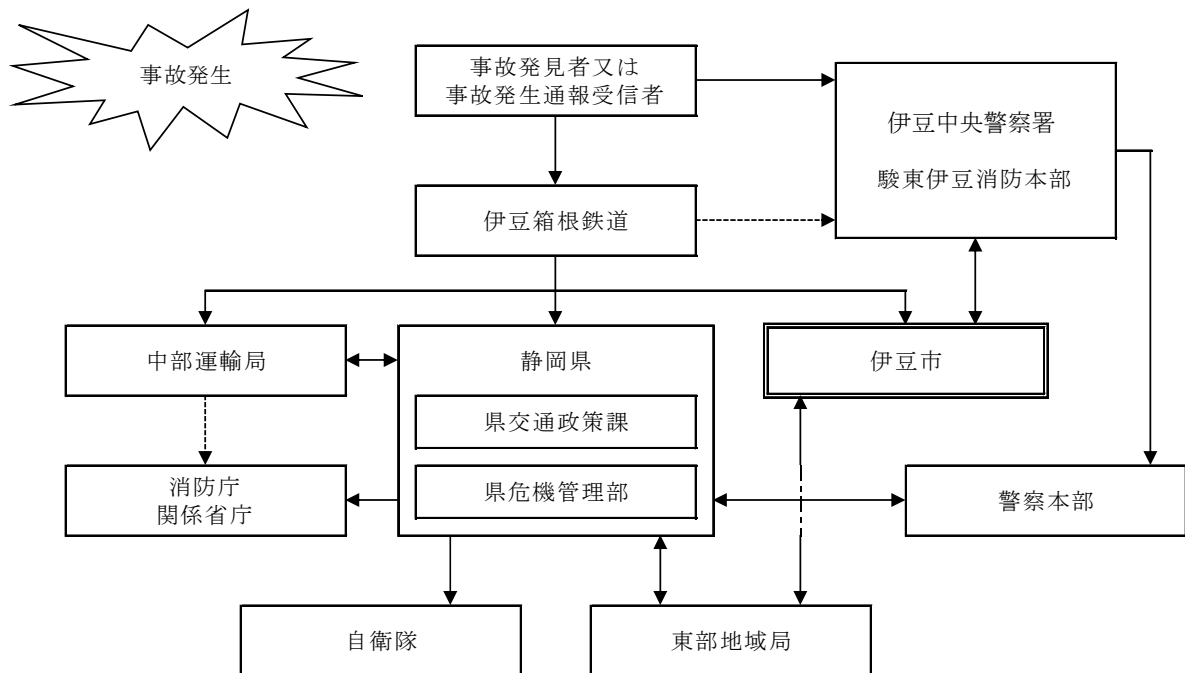
《大規模事故対策編》
(鉄道事故対策計画)
第3章

第3章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。



- このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるの
で、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
- また、市及び県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2節 応急体制

1 市の体制

(1) 突発的災害応急体制(事前配備体制)

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集し、初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区分	内容
任務	ア 初期情報の収集・整理 イ 医療機関への協力要請 ウ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保 エ 2次災害等発生防止措置 オ 県への報告 カ 広報に関する事項

《大規模事故対策編》
(鉄道事故対策計画)
第3章

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。

市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

区分	内容
任務	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報

2 関係機関等

実施主体	内容
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の搜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関 (駿東伊豆消防本部)	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 搜索活動 エ 救出・救助・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
鉄道事業者	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 カ 後続列車の衝突等の2次災害の防止活動 キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置

<特記事項>

1 情報の収集・伝達

《大規模事故対策編》

(鉄道事故対策計画)

第3章

- 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡するとともに県に報告する。
- 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、県その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、コミュニティーFM等により、広報活動を行う。

2 広報活動

- 鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3 消防活動（広域消防等）

- 火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4 救助・救急活動

- 現場において市は消防機関と連携し、救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5 医療救護等

- 傷病者が多数発生した場合は、市は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6 避難（市）

- 乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区分	内容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断される場合には、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を市長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉事務所等に連絡する。

（災害復旧計画については、原則としてⅠ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。）

《大規模事故対策編》
(航空機事故対策計画)
第 1 章

V 航空機事故対策計画

第 1 章 総則

航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 1 節 過去の顕著な災害（空港以外で発生した航空機事故）

1 静岡県内で発生した主な航空機関連事故

発生年月日	事故名	事故状況
1958 年 8 月 12 日 (昭和 33)	全日本空輸 DC-3 伊豆半島下田沖 (全日空伊豆沖墜落事故)	・羽田発名古屋行き全日本空輸 25 便 DC-3 (JA5045) が、伊豆半島下田沖に墜落 ・乗員 3 名、乗客 30 名、計 33 名全員が死亡
1966 年 3 月 5 日 (昭和 41)	BOAC (英国航空の前身) ボーイング 707 富士山上空 (BOAC 機空中分解事故)	・ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京・香港経由ロンドン行き BOAC 社 911 便ボーイング 707-436 (G-APFE) が、羽田空港離陸約 15 分後、富士山上空高度 15000 フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落 ・乗員 11 名、乗客 113 名、計 124 名全員が死亡
2001 年 1 月 31 日	日本航空 (日本航空インターナショナルの前身) ボーイング 747 と同社 DC-10 静岡県上空	・羽田発那覇行き日本航空 907 便ボーイング 747-400D (JA8904) と韓国・釜山発成田行き日本航空 958 便 DC-10-40 (JA8546) が、焼津市上空 37000 フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907 便は衝突回避のため急降下 ・907 便の乗員 16 名、乗客 411 名、計 427 名のうち、重傷 5 名、軽傷 37 名 (国土交通省調査：重軽傷者 100 名) ・958 便の乗員 13 名、乗客 237 名、計 250 名は全員無事

2 国内で発生した主な航空機関連事故

(国内で発生した航空機関連事故のうち、空港・飛行場での事故を除き、死者を伴うもの)

発生年月日	事故名	事故状況
1985 年 8 月 12 日	日本航空 (日本航空インターナショナルの前身) ボーイング 747 群馬県多野郡上野村	・羽田発伊丹行き日本航空 123 便ボーイング 747SR-46 が相模湾上空を飛行中、機体尾部及び垂直尾翼が破損し、ダッチロールの末、御巣鷹山尾根に墜落 ・自衛隊、消防、警察等が応援に入り、捜索、救難活動に当たった ・乗員乗客計 524 名のうち死者 520 名、生存者 4 名

第 2 節 予想される事故と地域

○ 航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内容
墜落	・墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落する

《大規模事故対策編》
(航空機事故対策計画)
第1章

	ケースがある。 ・「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	・降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 ・無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
(オーバーラン) ※空港の事故	・離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ・地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火災	・飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	・空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

- 航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。
- 富士山、天城山等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 市

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

2 富士山静岡空港株式会社

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 航空交通の安全確保等のための規定等の整備
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

3 東京航空局東京空港事務所、東京航空局静岡空港出張所

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 航空交通の安全確保等のための規程等の整備
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 消防機関（駿東伊豆消防本部）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

5 警察

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 航空事業者

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

7 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

《大規模事故対策編》
(航空機事故対策計画)

第2章

8 静岡地方気象台、東京航空地方気象台、東京航空地方気象台静岡航空気象観測所

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施
- (3) 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）
- (4) 防災訓練への参加（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く）
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

9 自衛隊

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

10 海上保安庁

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

第1節 情報の収集・伝達

＜連絡系統図＞



災害対策本部は、次の事項を処理する。

大事故-46

《大規模事故対策編》
(航空機事故対策計画)
第3章

	イ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報
--	---

2 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

(1) 富士山静岡空港株式会社（静岡空港等における航空機事故発生時）

ア 情報の収集・伝達

イ 空港利用者に対する広報及び避難誘導

ウ ターミナルビルの秩序維持及び災害応急対策等に必要な場所の提供

(2) 警察

ア 情報の収集・伝達

イ 捜索活動

ウ 救助・救出活動

エ 避難誘導

オ 行方不明者の捜索

カ 検視及び死傷者の身元確認

キ 警戒区域の設定、交通規制の実施

(3) 東京航空局東京空港事務所、東京航空局静岡空港出張所

ア 情報の収集・伝達

イ 必要な飛行情報の提供

ウ 捜索救難調整

(4) 消防機関（駿東伊豆消防本部）

ア 情報の収集・伝達

イ 消火救難活動

ウ 捜索活動

エ 救助・救出・救急活動

オ 医療救護活動

カ 負傷者の搬送

(5) 医療機関

ア 救護所の開設

イ 医療救護活動

ウ 患者搬送

(6) 航空事業者（事故機体所有事業者）

ア 情報の収集・伝達

イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置

ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配

エ 市町や県に対する必要な支援の要請

オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動

カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告

キ 被災者の家族等への情報提供

ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配

ケ 代行輸送等の手配

コ 避難誘導

サ 搭乗者等に対する広報

(7) 静岡地方気象台、東京航空地方気象台

《大規模事故対策編》
(航空機事故対策計画)
第3章

必要な気象情報の提供

(8) 自衛隊

- ア 情報の収集・伝達
- イ 搜索活動
- ウ 救助・救出活動
- エ 医療従事者、負傷者等の搬送
- オ 現場医療活動の支援

(9) 海上保安庁（所管区域内で航空機事故が発生した場合）

- ア 情報連絡体制の整備
- イ 搜索活動
- ウ 救助・救出活動
- エ 医療従事者、負傷者等の搬送
- オ 現場医療活動の支援

<特記事項>

1 搜索救難活動

搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。県、市町及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

- 県災害対策本部は、救難調整本部等、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、搜索救難活動に関し次の措置を講じる。
 - ・ 防災ヘリコプターの出動
 - ・ 周辺市町・消防機関等への応援要請等
- 警察は、円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 警察は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 地元消防機関は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき搜索救難活動を実施する。

2 消火・救助活動

- 県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。
 - ・ 防災ヘリコプターの出動
 - ・ 自衛隊、消防庁等への支援要請等
- 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 地元消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3 医療救護活動

《大規模事故対策編》
(航空機事故対策計画)

第3章

- 市は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。市のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- 県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
 - ・ 防災ヘリコプターの出動
 - ・ 消防庁等への支援要請等
 - ・ 災害拠点病院、DMAT、DPAT等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
 - ・ 救護所の設置、医薬品の手配等
- 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 地元消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 医療機関は、医療救護活動を行う。

4 避難

- 市は、航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

- 被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広報

- 市、県は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
- 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

(災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)